

仕様書

I. 件名

ロボット分野の成果 PR 映像の制作業務

II. 業務の目的

受注者は、発注者の提供物に基づき、映像の企画、構成立案、ナレーション・アニメーション・イラスト等の作成、テロップの挿入、音楽の作成及び選定等、これらに付随する一式の編集作業を行い、プロジェクト成果の広報映像を制作すること。また、発注者が指示する実証場所にてロボットの動画を撮影し、映像を制作すること。

III. 映像制作対象

- 「革新的ロボット研究開発基盤構築事業」のうち要素技術の開発
 - プロジェクトの紹介映像 : 400 秒以内を 1 本、90 秒以内を 1 本 (ともに日本語)
 - 技術の映像 : 600 秒以内を最大 4 本 (日本語)
- 「革新的ロボット研究開発基盤構築事業」のうち自動配送ロボットの開発
 - プロジェクトの紹介映像 : 400 秒以内を 1 本、90 秒以内を 1 本 (ともに日本語)
 - 技術の映像 : 600 秒以内を最大 4 本 (日本語)

IV. 提供物及び提供日

発注者からの提供物は以下のとおり。契約締結日以降、速やかに提供する。

- 事業紹介資料 : pdf、word、pptx 形式など
- 映像データ : mpeg、mp4、mov 形式など
- ロゴデータ
 - 「NEDO」ロゴ 1 種 : ai 形式
 - 「METI」ロゴ 1 種 : ai 形式

V. 業務概要

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

	2024 年度	2025 年度
1. スケジュールの作成及び進捗管理等	○	○
2. 人員の配置	○	○
3. 撮影作業	○	—
4. 映像編集及び制作作業	○	○
5. その他付帯業務	○	○

VI. 業務の詳細

受注者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

1. スケジュールの作成及び進捗管理等

受注者は、以下のとおりスケジュールの作成及び進捗管理等を行うこと。

(1) 契約締結後速やかに発注者とキックオフミーティングを実施すること。

キックオフミーティングでは、映像制作状況及び業務進捗状況が可視化可能な形式のスケジュール案を作成、発注者へ提出し了承を得ること。

(2) スケジュールの内容に即した進捗管理を随時行うこと。

(3) スケジュールは、業務進捗状況に応じて随時更新するとともに、2週間に1回程度、発注者に更新したスケジュールの報告等を行うこと。

(4) スケジュールに変更が生じる場合は、変更理由と対応策を発注者に報告し、発注者の了承を得ること。

2. 人員の配置

受注者は、以下のとおり人員を配置すること。人員の選定及び人数の確定に当たっては、発注者の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者とし、発注者の了承を得ること。

(1) 統括責任者

本業務に係る全てを管理監督する統括責任者を1名配置すること。1.の業務進捗状況を把握したうえで、ディレクター、カメラマン、撮影補助者、映像エディター等の制作担当実務者に発注者の意図を明確に伝えて指示することができる者とする。

(2) ディレクター

映像制作業務に対し、全ての制作映像に対して発注者及び取材先、取材対応を監督するディレクターを1名以上配置すること。発注者の意図を汲んだうえで最適な映像表現を選定し、カメラマン、撮影補助者、映像エディター等に指示を行い、業務進捗管理を行うこと。また、取材に同行し、原則として発注者とのミーティングに出席すること。

(3) カメラマン

取材時に映像撮影を行うカメラマンを1名以上配置すること。被写体に対して、魅力的に撮影することが可能な技術的知見と実績を有すること。また、発注者の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者であり、現場での撮影段取りができる者とする。

(4) 撮影補助者

ディレクター及びカメラマンの指示に従い、撮影を補助する者を1名以上配置すること。指示に従い適切に対応できる者とする。

(5) 映像エディター

映像編集・データ処理等を行う映像エディターを1名以上配置すること。取材や制作された映像素材及び発注者から提供された技術資料原図等を企画や構成に沿って放映枠の長さに編集し、テロップやアニメ、CGなどの映像処理、音声処理を効果的に行える実績を有しており、発注者の業務内容及び本映像制作の目的を十分理解している者であること。

(6) 専門ライター

企画、取材及びナレーション原稿の作成を行う専門ライターを1名以上配置すること。本事業に関する知見を有し、発注者の意図及び本映像制作の目的を十分理解している者とする。

(7) ナレーター

ナレーターを1名以上配置すること。ナレーション業務経験者であること。

3. 撮影作業

Ⅲ. について、撮影を行うこと。詳細は、発注者が別途提示する資料等を参照すること。

なお、受注者は撮影の内容に応じて、必要な機材を準備するとともに撮影許可等を事前に取得すること。また、撮影に当たっては、発注者と協議のうえ、プロジェクトの事業者からの協力を得ること。

4. 映像編集及び制作作業

受注者は以下の構成概要を踏まえ、撮影物を編集し、映像を制作すること。

(1) 企画及び構成立案

受注者は、契約締結後速やかに発注者と協議し、発注者が別途提示する資料等を参照のうえ、以下を反映した企画及び構成立案を絵コンテ等により行い、発注者の了承を得ること。なお、構成案の修正は3回までとする。

① Ⅲ. の映像制作対象において、「プロジェクトの紹介映像」については、以下の2種類の映像を制作すること。

- ・合計400秒以内のロングバージョン
- ・合計90秒以内のショートバージョン

Ⅲ. の映像制作対象において、「技術の映像」については、以下の1種類の映像を制作すること。

- ・合計600秒以内のロングバージョン

なお、「プロジェクトの紹介映像」、「技術の映像」共に各映像について、日本語版を制作すること。

- ② 映像は、発注者の提示する資料等を基に、制作をすること。
- ③ 発注者が提供する日本語の説明文及びキーワードを基に、日本語のナレーション原稿を作成し、発注者の了承を得ること。
- ④ 発注者が提供する日本語の説明文及びキーワードを基に、日本語のテロップ案を作成し、発注者の了承を得ること。
- ⑤ 映像の画面のアスペクト比は16:9であること。
- ⑥ 冒頭及び画面へ常時、発注者が提供するロゴが表示されるようにすること。
- ⑦ イメージを伝える際には、取り扱う映像・写真等は、著作権フリーなものを使用すること。具体的な写真や映像での描写が難しいものについては、アニメ及びCG等を制作し、著作権フリーの音楽・効果音等を効果的に使用して紹介すること。
- ⑧ NEDOのロゴの使用に際しては「NEDOシンボルマーク管理基準」、METIのロゴの使用に際してはMETIウェブサイト上の「利用規約」を遵守すること。本業務の事業実施者のロゴマーク等を使用する際は、事業実施者ごとの使用規程等を遵守すること。

⑨ クロージングに NEDO の制作・著作クレジットを入れること。

(2) 映像の制作

(1) に基づき、映像を制作すること。

なお、撮影した映像、アニメ、CG 等制作したものを含め、全ての映像等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）及び所有権は発注者に帰属するものとし、受注者は著作物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。

編集及び制作については、発注者と決定したスケジュールに則り、順次、映像の見本（ラッシュ）を発注者に提供すること。また、提供の方法は発注者が確認可能な形式とすること。発注者からの指示を踏まえて、映像の編集を行うこと。編集後の映像は、試写等により発注者が確認し、了承したうえで最終版を制作すること。なお、編集映像の修正は、各シーンにつき 3 回までとする。

(3) ナレーション及び字幕の制作及び挿入

(1) の③のナレーション原稿に基づいたナレーションを制作し、映像に挿入すること。また、ナレーションを画面下部に字幕表示すること。

(4) テロップの制作及び挿入

(1) の④のテロップ案に基づいたテロップを制作し、映像の適切な画面位置に挿入すること。

(5) データの作成

以下のとおり、日本語版及び英語版のデータを DVD-R 等に記録して作成すること。

① 編集用白完パケデータ：日本語版 3 部

(a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

(b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 2,864kbps（映像 2,672kbps、音声 192kbps））等とすること。

(c) ナレーション、字幕や BGM 等を入れないこと。

② 再生用完パケデータ：日本語版 3 部

(a) 解像度 1,920×1,080 ピクセルとすること。

(b) MOV 形式又は MP4 形式（ビットレート 2,864kbps（映像 2,672kbps、音声 192kbps））等とすること。

(6) サムネイル画像の制作

各映像について、YouTube の NEDO チャンネルに掲載できるように、サムネイル画像を JPEG 形式で制作すること。

5. その他付帯業務

1. から 4. に付帯する業務を行うこと。

VII. 納入物及び納入場所

1. 納入物

本業務における納入物の名称、本仕様書上の掲載箇所及び納入期限は下表のとおり。

項番	名称	掲載箇所	納入期限
ア	「技術の映像」の編集用白完パッケージデータ（日本語版）	VI. 4. (5) ①	2025年3月28日（金）
イ	「技術の映像」の再生用完パッケージデータ（日本語版）	VI. 4. (5) ②	2025年3月28日（金）
ウ	「技術の映像」のサムネイル画像	VI. 4. (6)	2025年3月28日（金）
エ	撮影した映像	VI. 4. (2)	2025年3月28日（金）
オ	「プロジェクトの紹介映像」の編集用白完パッケージデータ（日本語版）	VI. 4. (5) ①	2025年5月30日（金）
カ	「プロジェクトの紹介映像」の再生用完パッケージデータ（日本語版）	VI. 4. (5) ②	2025年5月30日（金）
キ	「プロジェクトの紹介映像」のサムネイル画像	VI. 4. (6)	2025年5月30日（金）

2. 納入場所

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番 ミューザ川崎セントラルタワー

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 AI・ロボット部

VIII. 業務完了の通知

2024年度の業務が完了したときは、中間報告書を2025年3月31日に書面により発注者に通知すること。また、全ての業務が完了したときは、完了報告を履行期限までに書面により発注者に通知すること。

IX. 守秘義務等

本業務の履行で知り得た一切の情報及び発注者が提供、指示又は預託された情報を取り扱うに当たっては、善良なる管理者の注意をもって漏えい等防止の取組を行い、適切な情報管理を行うこと。また、本業務の目的以外には利用しないこと。

X. 情報の管理体制

1. 受注者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報取扱者名簿」（氏名、所属部署、役職、国籍等が記載されたもの）及び「情報管理体制図」（情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面）を契約前に提出し、発注者の同意を得ること。また、情報取扱者の個人住所、生年月日、パスポート番号を発注者から求められた場合は、速やかに提出すること。

なお、情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲で設定すること。

(確保すべき履行体制)

契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等を行った一切の情報が、発注者が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

2. 本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。
3. 1. の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、あらかじめ発注者へ届出を行い、同意を得ること。

XI. 履行完了後の情報の取扱い

発注者が提供した資料又は発注者が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

XII. その他

1. 納入物に関する全ての知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者に帰属することとし、受注者は納入物及びこれに類するものについて、著作権人格権を行使しないものとする。
2. 第三者の著作物を使用する場合の著作権の取扱い
 - (1) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物を使用する場合は、使用許諾条件を確認したうえで、無償かつ無制限に使用できるものを優先し、手続き等に必要な費用は受注者が負担すること。
 - (2) 制作物に、第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、受注者が当該既存著作物使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、受注者は当該既存著作物の内容について事前に発注者の了承を得ること。
3. 納入物が仕様書等に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）が判明した場合は、発注者から契約不適合の連絡を受けてから 15 営業日以内に受注者の自己負担で契約不適合の修復又は履行追完を行い、再度発注者に納入すること。
4. 受注者は、受注者の交通費、人件費、納品に係る費用、機材及び装備等調達費、翻訳費、運搬費、保険料等の本業務に係る諸経費全てを負担すること。
5. 発注者のシンボルマーク及び名称ロゴの使用に際しては、「NEDO デザインマニュアル」で規定する Adobe Illustrator 形式の電子データを使用すること。

6. 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
7. 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。
8. 本業務は、本仕様書及び受注者が入札時に提出した提案書に基づき実施すること。